



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの伝言板

人の動き

9月末現在 (前月比)

人口: 4,567人 (-4)
男: 2,201人 (+1)
女: 2,366人 (-5)
世帯数: 2,090世帯 (-3)

救急・火災

令和5年1月～9月末

救急: 198件
火災: 3件

くねっぶの情報発信

お知らせや緊急情報などを発信しています



LINE ライン



ホームページ



サポートメール @防災くねっぶ



Facebook フェイスブック



X (旧 Twitter) エックス



マイ広報紙



子育てアプリ 母子モ

「税を考える週間」書道展

「税を考える週間」の行事の一環として、町内小学生の「税の書道展」が、11月11日(土)から19日(日)まで町公民館ロビーで開かれます。気軽にご来場ください。

「税を考える週間」11月11日～17日

国税庁では、毎年11月11日(土)から17日(金)まで「税を考える週間」として、さまざまな広報施策を実施しています。

- ・国税庁ホームページに特設ページを設け、国税庁の各種取り組みを紹介
- ・YouTubeでの動画配信やX(旧Twitter)での新着情報を発信
- ・社会人や大学生などを対象とした講演会などの開催
- 税務行政のデジタルトランスフォーメーション
 - ・スマートフォン申告、キャッシュレス納付
 - ・マイナポータル連携
 - ・納税証明書のオンライン請求



夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に係るものに限り)も納付することができます。

- とき 11月8日(水)・12月13日(水) 17時30分～20時
- ところ 町民課窓口
- 問合せ 町民課税窓口 (☎ 47-2193)

固定資産税・国保税の納期限は11月30日

固定資産税第3期分と国保税第6期分の納期限は、11月30日(木)です。納期限内に忘れずに納めましょう。

納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は、至急納入してください。

- 問合せ 町民課税窓口 (☎ 47-2193)

個人事業税の第2納期限は11月30日

個人事業税は、道内に事務所(事業所)があり、事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。

事業の所得から各種控除額を差し引いた金額に次の税率をかけて算出します。

- 第1種事業 (5%)
 - ・物品販売業、不動産貸付業、飲食店業など
- 第2種事業 (4%)
 - ・畜産業、水産業など
- 第3種事業
 - ・医療、理・美容業、クリーニング業など (5%)
 - ・あんま・はり・きゅう業など (3%)

北見道税事務所から送付する納税通知書で、第1期(8月31日期限)と第2期(11月30日期限)の2回に分けてそれぞれの納期限までに納めてください。

道税はスマートフォンやパソコンなどを利用してキャッシュレス納税ができます。スマートフォン決済アプリケーション・クレジットカード・インターネットバンキングなど

- 問合せ オホーツク総合振興局北見道税事務所
 - ①課税に関すること (☎ 25-8681)
 - ②納税に関すること (☎ 25-8686)



個人事業税



キャッシュレス納税

法人道民税などの申告・納税はeLTAXで

北海道では、インターネットを利用した地方税ポータルシステム(エルタックス)による法人道民税・法人事業税および特別法人事業税(地方法人特別税)の申告・納税を受け付けています。

利用できるのは、北海道に申告・納税を行う納税者(税理士など代理人を含みます)で、利用届け出を提出されている方です。

利用開始の方法などの詳細については右記QRよりエルタックスホームページをご覧ください。



- 問合せ
 - ・北見道税事務所課税課事業税間税係 (☎ 25-8681)
 - ・札幌道税事務所税務管理部 (☎ 011-204-5083)
- ※法人道民税・事業税の申告や納税、各種届出書については、札幌道税事務所税務管理部にお問い合わせください。

土地・家屋の異動届はお早めに

固定資産税は、1月1日現在で町の固定資産課税台帳に記載されている事項に基づき、課税されます。土地および家屋の異動(売買・地目変更・贈与・相続・取り壊しなど)があったときは、早めに町民課資産税係へ届け出をください。

- 問合せ 町民課資産税係 (☎ 47-2193)

女性の人権ホットライン

▷配偶者やパートナーから暴力(言葉の暴力を含む)を受けていませんか

▷セクシュアル・ハラスメントで困っていませんか

▷ストーカー行為に悩んでいませんか

女性をめぐるさまざまな人権問題の解決を図るため、法務省では11月15日(水)から21日(火)までの1週間を全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間と定め、次のとおり電話による相談を受け付けています。

相談は無料で、秘密は必ず守られます。一人で悩まずご相談ください。

- とき
 - ・平日8時30分～19時
 - ・土・日曜日、祝日10時～17時
- 相談担当者 法務局職員
- 電話番号 0570-070-810
- 問合せ 釧路地方法務局人権擁護課 (☎ 0154-31-5014)

